

金武町文化財調査報告書第1集

金武町の遺跡

— 遺跡詳細分布調査報告 —



1990年3月

沖縄県 金武町教育委員会

金武町の遺跡

— 遺跡詳細分布調査報告 —

1990年3月

沖縄県 金武町教育委員会

序

このたび、本書を刊行するにあたり一言ごあいさつ申し上げます。

当教育委員会では、昭和63年度、平成元年度の2年間にわたり、町内の遺跡分布調査を実施してまいりました。

この調査は、町内の埋蔵文化財の分布状況を明らかにし諸開発との協議・調整を円滑に進め、埋蔵文化財の適切な保存を図ることを目的として行われたものであります。

近年、本町では、農業基盤整備のための土地改良事業や宅地造成などの開発事業が進行し、このため、埋蔵文化財をはじめ多くの文化財の適切な保存をはかるため調査を実施し、資料を作成することが急務となっております。

本書は、この2ヵ年間の調査の成果を収録したものでありますが、これにより、文化財の保護、保存及び活用がはかられ、本町の歴史・文化が一層明らかにになれば幸いに存じます。さらには、広く一般に文化財への理解を深め、文化財保護行政を円滑に推進する資料として、多くの方々に活用されることを願うものであります。

最後になりましたが、本事業にあたっては文化庁、沖縄県より補助をいただきました。また、調査の実施及び調査報告書の作成にあたり、種々のご指導、ご協力を賜りました県教育庁文化課の担当専門員、並びに関係各位に衷心より感謝申し上げます。

平成2年3月

金武町教育委員会

教育長 宜野座新吉

例 言

1. 本調査報告書は、昭和63年度～平成元年度に実施した金武町内遺跡詳細分布調査の成果を記録したものである。
2. 調査は金武町教育委員会が主体となり、文化庁(80%)、沖縄県(10%)の補助を受けて実施した。
3. 本報告書に登載した埋蔵文化財包蔵地は28ヵ所である。
4. 遺跡分布図においては、遺跡を朱線で囲んであるが、これは表面踏査による範囲であり、実際の発掘調査あるいは雑木の伐採などによって遺跡の範囲が変動する場合がある。なお調査の結果、まったく範囲のつかめなかった遺跡については×印をして上記と区別した。
5. 掲載している5千分の1国土基本図および5万分の1地形図は建設省国土地理院発行のものを複製したものである。
6. 本調査で得られた遺物は、すべて金武町教育委員会に保管されている。

目 次

序

第1章	調査に至る経緯	1
第1節	調査に至る経緯	
第2節	調査の組織および成果の記録	
第2章	金武町の位置と環境	3
第1節	金武町の自然的環境	
第2節	金武町の歴史的環境	
第3章	調査の方法と経過	9
第4章	金武町の考古学研究略史	12
第5章	遺跡の概要	13
	1. 先謝原遺物散布地	
	2. 西先謝原遺物散布地	
	3. 頸呂地原遺物散布地	
	4. 飛留喜田原遺跡	
	5. 池原遺物散布地	
	6. 並里遺物散布地	
	7. 並里遺跡	
	8. 呉屋原遺物散布地	
	9. 大川原古島遺跡	
	10. 並里部落鍛冶屋跡	
	11. 穴川洞窟遺物散布地	
	12. トゥムスズ御嶽遺跡	
	13. 金武鍾乳洞遺跡	
	14. 金武グスク	
	15. 中森御嶽遺物散布地	
	16. 金武部落鍛冶屋跡	
	17. 大兼久原貝塚	
	18. シッチ原遺物散布地	
	19. 親田原遺物散布地	
	20. 伊芸遺跡	
	21. 伊芸古島遺跡	
	22. 伊芸部落鍛冶屋跡	
	23. 前袋原古島遺跡	
	24. 屋嘉遺跡	
	25. 前田原古島遺跡	
	26. 屋嘉部落鍛冶屋跡	
	27. 嘉喜又原土器出土地	
	28. 屋嘉窯跡	
第6章	屋嘉遺跡の発掘調査	47
第7章	収 束	53
附	埋蔵文化財の保護に関する手びき	59
	金武町文化財保護条例	63

第1章 調査に至る経緯

第1節 調査に至る経緯

本町の埋蔵文化財は従来、金武鍾乳洞遺跡をはじめとして数カ所しか知られてなかったが、昭和57年度に沖縄国際大学考古学研究会に依頼して町内の遺跡分布調査を実施した結果、28カ所の遺跡が確認された。この調査により、億首川下流域の西先謝原遺物散布地から沖縄早期（縄文前期相当）の「室川下層式土器」が採取され、金武町にもこの時期から人々が生活していたことが分かった。また、並里遺跡からは沖縄前期・中期及びグスク時代、近世の遺物が採取され、現在も含めて長期にわたって人々の生活が展開されていた地域である。

近年、本町では農業基盤整備のための土地改良事業や宅地造成などの開発事業が進行しこのため、埋蔵文化財をはじめ他の文化財の適切な保存を図るため諸開発との協議・調整を円滑に行うことは急務となっている。

このような経緯から、金武町教育委員会では町内の埋蔵文化財の分布状況を一層明確にしておく必要があり、昭和63年度から平成元年度までの2カ年間にわたって、国・県の補助を得て、町内遺跡詳細分布調査を実施した。

第2節 調査の組織および成果の記録

1. 調査の組織

調査主体	金武町教育委員会
調査責任者	宜野座新吉（金武町教育委員会 教育長）
調査総括	与那城研輝（同 上 課長）
調査事務	池原 勝啓（同 上 社教主事） 仲間 功（同 上 事務主事）
調査員	岸本 義彦（沖縄県教育庁文化課 専門員） 島袋 洋（同 上 臨任） 金城 利枝（宜野座村教育委員会 嘱託） 仲間 正幸（金武町教育委員会 嘱託）
調査補助員	池原 直美・比嘉 尚子・伊芸 泉・平川 和美 下地 克枝・伊芸智奈美・仲間和歌子・新垣リキ（宜野座高校生）
調査協力	仲間 清（屋嘉区区长） 屋比久孟次（沖縄国際大学考古学研究会O.B.）

大城 広江 (沖縄国際大学考古学研究会O.B.)

大川 満・平野善太郎・前田ウト・宮城健清 (屋嘉遠跡発掘調査地の
地主)

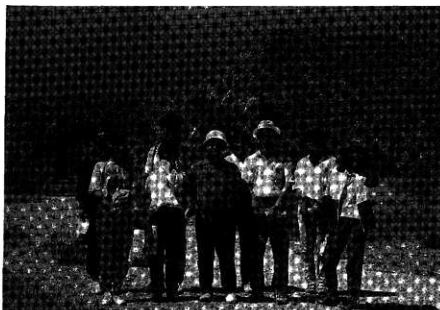
2. 成果の記録

遺物の洗浄・注記・実測・製図・写真撮影等は下記のメンバーで行った。

大城 聖子・長嶺 初子・呉屋 初子・上運天洋子・大城 勝江
岸本ひろみ・神谷 桂枝・呉屋 恵子・照屋 利子・岸本 義彦

報告書の執筆は下記のとおりである。なお、編集は岸本が行った。

- 第1章 池原 勝啓
- 第2章 仲間 正幸
- 第3章 岸本 義彦
- 第4章 岸本 義彦
- 第5章 金城 利枝・岸本 義彦
- 第6章 岸本 義彦
- 第7章 岸本 義彦



図版1 調査メンバー

第2章 金武町的環境

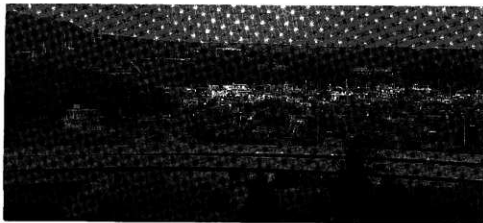
第1節 金武町の自然的環境

金武町は沖縄本島のほぼ中央部の東海岸沿いに位置する町で、隣接する市町村は東側に宜野座村、北に恩納村、西に石川市となっている。南は金武湾をへだてて勝連半島と平安座・宮城・伊計の各島々に対峙する。金武町は近世の官道である東宿が山原へ延びる最初の入口でもある。町の中心地から那覇市へは約48km、沖縄市へ約30km、名護市へ約28km、となっている。東西線の長さは屋嘉から中川まで12.75km、南北はブート岳付近から金武岬までの8kmが最も長く、石川と屋嘉の境界から小浜原にかけての2kmが最も狭い。

地形をみると、沖縄本島北部から続く脊梁山地は町の北側にあり、恩納岳(363m)、ブート岳(214m)、一ツ岳(121m)の連山がゆるやかに起伏し、この脊梁山地の裾に広がる丘陵地帯が南の金武湾に向かって比較的ゆるやかな傾斜地をなしている。このような地形は字金武・並里一帯でみられ、その他は山地が海に迫り、わりと狭小な海浜砂丘を形成している。

地質は、脊梁山地は古い中生層からなり、台地は新生代第四紀の琉球石灰岩が基盤をなしている。さらに、台地から海に至るまでは河口や海浜砂丘の沖積地からなっている。

金武町の遺跡の在り方は本島北部の高島地域のそれとは若干異なり、発達した琉球石灰岩台地と海浜砂丘地に集中した本島南部の在り方に類似している。それは、現在でもそうであるように、人々の生活領域が地形・地質などの自然環境にかなり制約されるということ物語っている。金武町でも金武・並里地区の石灰岩台地に遺跡の集中がみられ、その他には伊芸・屋嘉地区の海浜砂丘地に点在している。また、石灰岩地帯には鍾乳洞が数多くみられ、その洞穴の開口部にも遺跡が数カ所確認されている。



図版2 屋嘉部落の西側より望む

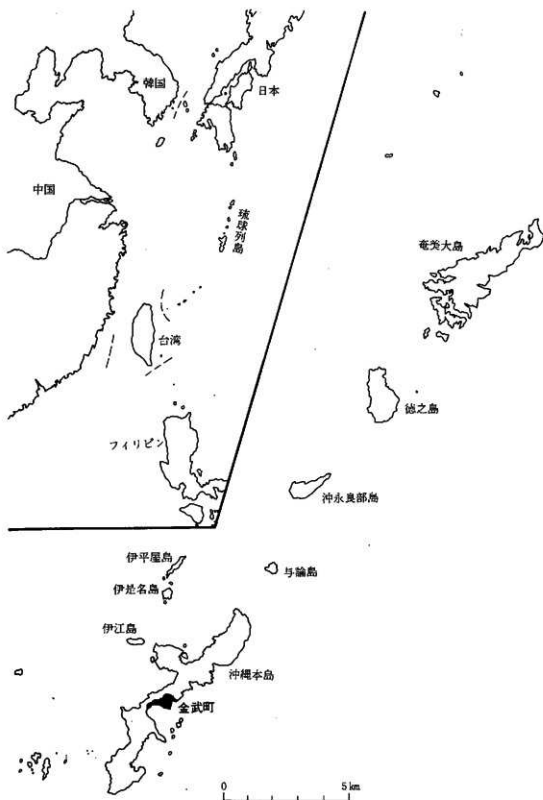


図1 金武町の位置

第2節 金武町の歴史的環境

沿革

金武グスクを拠点とした「金武の世の主」が支配していた頃、初めは小集落が近接し、合併が進みより大きな集落が形成されたと思われる。17世紀中頃までの金武間切は金武・伊芸・屋嘉の3ヵ村のほか、現恩納村域の恩納・瀬良垣・安富祖・名嘉真・現名護市域の辺野古・久志、現宜野座村域の漢那・惣慶・宜野座・古知屋(現在の松田)以上の13ヵ村からなっていた。それが後世、新聞切の創設に伴う分割によって地域が縮小された。康熙12年(1673)に恩納間切創設のため恩納村など4ヵ村が割かれ、さらに同年久志間切創設のため辺野古・久志両村が割かれた。

その後、金武間切は明治5年に琉球藩、同12年に沖縄県の所管となり、同29年国頭郡に所属、同41年に施行された島嶼町村制により、金武・伊芸・屋嘉と漢那・惣慶・宜野座・古知屋の7ヵ字で金武村が成立した。昭和20年4月、沖縄本島中部に上陸した米軍は、破竹の勢いで中南部を追撃。そこから逃れた避難民が北部に殺到し、そのうえ、現在のキャンプハンセンに飛行場の設営が始まると、村民は避難民と共に中川以北に退去を命ぜられたため、宜野座地域は避難民でごった返し、これまでの寒村に漢那市・宜野座市・古知屋市が誕生した。しかし、これも一時的で、昭和21年初めに出身地への復帰が許された。同年、漢那・惣慶・宜野座・松田(古知屋から改称)の4ヵ字が金武村から分離、宜野座村が成立した。その後金武村は、昭和55年に町制を施行して金武町が誕生した。宜野座村が分離独立した後の金武町は、金武・伊芸・屋嘉の3ヵ字と並里・中川を含めた5行政区から成り、人口は昭和50年の10,120人をピークに、その後10,000人前後で推移し、現在にいたっている。

産業

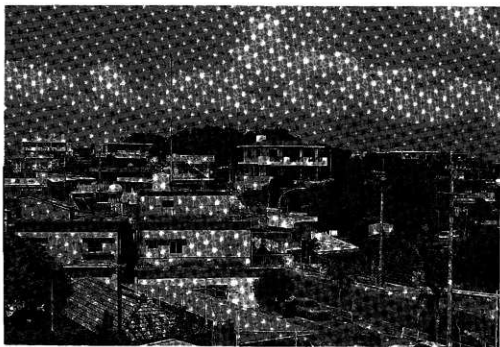
現在、町面積の60%以上が米軍基地(キャンプハンセン)で、基地経済に強く依存し、サービス業を中心とする第三次産業が大半を占めている。しかし、最近の円高、米国財政赤字によるドル防衛政策で米兵の購買力が著しく低下、基地前の一大歓楽街はかつての面影がなくなりつつある。

農業はサトウキビを基幹作物として、水稻・野菜・水イモ・花卉園芸などが盛んで、畜産は養豚、肉用牛、養鶏が主である。現在、大がかりな土地改良による基盤整備が進み、基地経済からの脱却をめざしている。

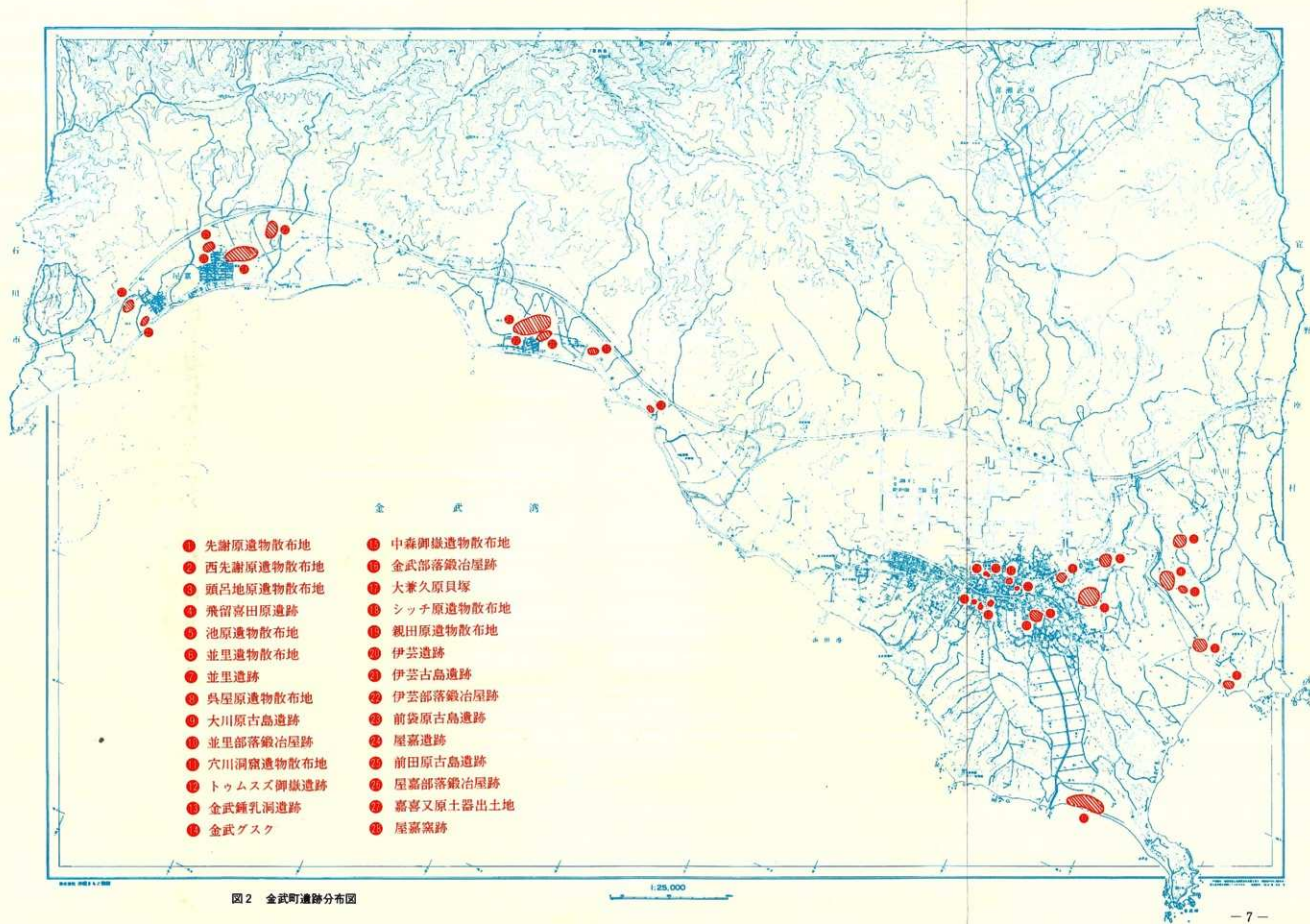
移民発祥地

移民県沖縄の中でも金武町は移民の多いところである。それは、移民の先駆者当山久三

が本町出身であったことによる。移民送り出し以前の金武町は、糖業を中心とする純農村であった。当山久三は、県民窮乏の打開を海外移民に求め、明治32年に第1回ハワイ移民30人、同36年には第2回移民40人を自ら引率し、日本有数の移民県の基礎を築き上げた。さらに、明治37年には町出身の大城孝蔵が第1回フィリピン移民を送り出したことから名実ともに移民立村を内外に誇示した。また、当山久三が第2回移民を引率して出発する時に金武馬場先で詠んだ『いざ行かん 我等の家は五大州 誠一つの金武世界石』は、海外雄飛の壮大な精神を象徴するもので、移民の父として雄飛の森に立つ銅像に刻んで、永く後世に伝えている。



図版 3 現在の金武町



第3章 調査の方法と経過

今回の分布調査にあたり、当初は1年間をとおして常勤の調査員を配置して行う予定であったが、それがかなわず、夏期と冬期に集中して実施することにした。

調査は、1979年に当教育委員会が沖縄国際大学考古学研究会に委託して行った分布調査の成果をもとに、周知の遺跡の再確認と開発予定地域の重点的な調査及び前回実施できなかった米軍基地内(キャンプハンセン)の立入り調査を行った。また、屋嘉遺跡一帯において区画整理が行われ、すでに一部で住宅が建築されていることから、遺跡の範囲と性格を明らかにし、今後の保護措置を講ずるために確認調査を実施した。

分布調査の方法は、基本的に地表踏査により遺物の散布状況等から遺跡の範囲を5千分の1国土基本図にプロットし、現況を写真で記録すると共に遺物の採取も行い、遺跡のある程度の性格まで明らかにすることを目的とした。

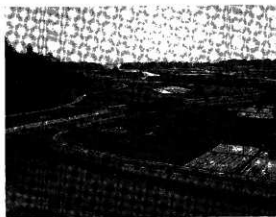
以下、各期の調査概況について略述する。

第1次調査(夏期:1988年7月26日~同年7月30日)

調査員3名、町教委職員2名、地元高校生5名の計10名により調査班を組織し、周知の遺跡の再確認と、夏場のために「ハブ」と遭遇する危険性の高い山手を避けて、海浜砂丘地及び集落地域の地表踏査を重点的に実施した。

調査は、町の東北側(宜野座村との境界)から開始した。本島東海岸でも有数の河川である「億首川」下流域から沖縄早期(縄文前期相当)の「条痕文系土器」の破片を数点採取した。いずれも水磨を受けていることより、流れ込みの公算が大きく、周辺部を詳細に踏査したが、本体部を確認することはできなかった。しかし、現時点における金武町での最古の土器であることは疑いえない。

次に、並里地区の石灰岩台地を調査した。東側先端部に形成された「並里遺跡」は沖縄中期(縄文晩期相当)に位置づけられ、広範囲にわたってサトウキビ畑やイモ畑の地表に土器片が散見できる。この時期の遺跡の発掘調査例が増え、各遺跡で竪穴住居址が検出されていることより本遺跡も同様な遺構が埋まっていると思われる。同一台地の南側にある「並里遺物散布地」は造成等でかなり破壊されているが、一部残された地区からすり石と



図版4 億首川下流域

石皿片を採取した。並里の集落内にある近世の「並里部落鍛冶屋跡」は、宅地や畑地になっており、当時の状況は判然としないが、夥しい量の鉄滓が散見できる。

金武地区は多和田真淳氏によって発見された「金武鍾乳洞遺跡」をはじめ、多くの遺跡が集中している。鍾乳洞の南側開口部に遺跡が形成され、グスク時代初期の瘤付土器や南島須恵器(徳之島のカムイキ窯)、貝殻・獣骨などが採取できた。遺跡の保存状態はかなり良好である。本遺跡の東側に位置する小丘陵に形成された「トゥムスズ御嶽遺跡」は自然公園として活用されており、植栽により部分的に破壊されているものの、本来の地形を良く残している。縁辺部に遺物包含層が確認でき、移入陶磁器(青磁・白磁など)やグスク土器が比較的多い。14～15世紀に位置づけられる遺跡である。

伊芸・屋嘉の両地区は、現集落が砂丘地に立地しており、それぞれに沖縄後期の遺跡が形成されている。また、集落の西側台地には現集落の前身と考えられている近世の古島遺跡がある。屋嘉の南側には近世の窯跡「屋嘉窯跡」があり、沖縄における窯業史の一端が窺い知れる遺跡と考えるが、詳細な調査が行われないうちに造成で一部破壊されたのは残念である。

第2次調査(冬期:1988年12月26日～同年12月30日)

夏期調査と同じメンバーで実施した。今回は山手の方と米軍基地(キャンプハンセン)内、それに前回の調査で確認できなかった億首川流域を主な対象地とした。

基地内は、予想していたとおりかなり造成され、本来の地形をほとんど留めてなかったただ、小字名「瓦焼原(カーラヤチバル)」というのがあり、名のとおり瓦を焼いていた場所だと言われている。以前に、宜野座村教育委員会の知名定順氏が立ち入って確認した時に「赤瓦」の破片が若干採取できたとのことであるが、現在は兵舎がたちならび、地表面すら見るができなかった。また、基地内の所々に石灰岩の小丘陵が残っており、半洞穴などに遺跡の存在が期待されたが、生活の痕跡は確認できず、一帯は基地になる前まで墓域として利用されていたことから、造成せずに残されていたと思われる。

前回確認できなかった億首川流域の「飛留喜田原遺跡」「頭呂地原遺物散布地」は沖縄国際大学考古学研究会が調査した時のメンバーの一人である大城広江さんにも参加していたが、一帯で採石工事が行われ、両者とも確認することができなかった。

第3次調査(夏期:1989年8月21日～同年8月26日)

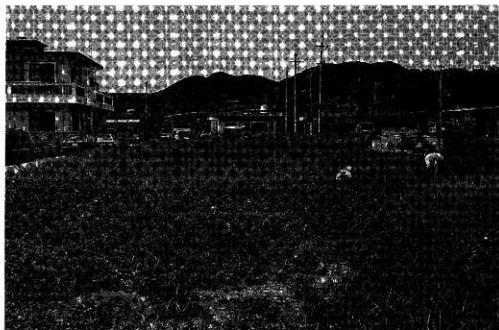
初年度の調査により、ひととおり金武町全域の地表踏査を終えることができた。それで今回は、区画整理が行われ、ここ2～3年の間に個人住宅の建築が予想される「屋嘉遺跡」一帯について、その範囲と性格を明らかにして保護措置を講ずるために確認調査を実施した。

屋嘉地区は、民謡の『屋嘉節』や『PW無情』に歌われているように、去った戦時中に米軍の捕虜収容所として使われていたことはあまりにも有名である。遺跡地一帯もその一部に含まれており、その時の造成や戦後の耕作などにより著しく攪乱され、プライマリーな遺物包含層は残ってなかった。遺物も少なく、土器は小破片のみばかりであった。

第4次調査（冬期：1990年1月23日～同年1月25日）

調査報告書作成に向けて、これまでの採取資料の整理や図面・写真の整理を行ってきた。分布調査事業の最終年度であり、調査後の各遺跡の現状確認を兼ねて補充調査を3日間の日程で実施した。また、遺跡の周知徹底を図る目的で標柱を設置することになり、その準備も行った。

2ヵ年にわたって実施した分布調査は、埋蔵文化財のみを対象としたが、今後は古墓や井泉、御嶽などの民俗文化財、さらには天然記念物も含めて、文化財全般の調査を年次計画で行う予定である。



図版5 調査状況

第4章 金武町の考古学研究略史

金武町の考古学的な調査・研究は、沖縄においては比較的新しく、1955年の多和田真淳氏による並里遺跡の発見を始めとする。

沖縄の考古学研究は、1885年(明治18年)に出代安定氏による八重山諸島の調査を嚆矢として以来、100余年の学史をもつ。その後、笹森儀助(1893)、島居龍蔵(1894)、加藤三吾(1901)等の諸氏が相次いで米県し調査を実施するが、これらの調査はいずれも短期間の表面踏査や試掘調査であった。

本格的な調査は、大正時代に入った1919年(大正8年)に松村瞭氏によって実施された北中城村炭釜貝塚、および翌1920年に大山柏氏による石川市伊波貝塚の発掘調査を出発点とする。この両貝塚の調査を契機に沖縄の考古学研究は深化していくわけであるが、この段階(明治～昭和初期)においては、そのすべてが本土研究者により先鞭がつけられ、推し進められてきた。

沖縄県内の研究者が考古学的な調査・研究に携わってきたのは、1932年(昭和7年)以降のことである。代表的な人物としては多和田真淳・国吉真哲・浦崎康華などの諸氏があげられる。そのなかでも、多和田真淳氏は戦前・戦後を通して奄美から八重山諸島にいたる文字通り琉球全域の遺跡・遺物の調査および収集活動を行い、1956年に「琉球列島の貝塚分布と編年の概念」、1960年にその補遺を著し、沖縄考古学の編年の基礎、ならびにその素地を築いた労作は高く評価されなければならない。

この中には、金武町の遺跡として金武鍾乳洞遺跡・並里遺跡・金武浜貝塚(大兼久原貝塚)などがあげられる。

また、氏はこのような学問的な基礎作りとともに、後継者の育成にも尽力を注がれた。その結果、1960年代の後半には沖縄考古学会が結成され、地元の主体的な研究活動が活発化してくようになる。その後は、本土復帰に伴う大型開発が進行し、遺跡破壊を前提とした緊急発掘調査が急増して、その都度新発見が相次ぎ研究が進展していった。しかし、その反面、貴重な遺跡が次々と消え去っていくという現状を無視することはできない。

金武町における考古学的調査・研究は前記した多和田真淳氏による調査以後、しばらく途絶えていたが、1960年後半から1970年代初期にかけて知名定順氏(現・宜野座村教育委員会)によって分布調査が行われ、屋嘉窩跡をはじめ多くの遺跡が発見された。また、1982年には金武町教育委員会の委託を受けて、沖縄国際大学考古学研究会が分布調査を実施し、28ヶ所の遺跡を確認している。特に、億首川下流域から条痕文系土器が採取され、金武町にもすでに5～6000年前(縄文前期相当)から人々が生活を営んでいたことが判った。

ただ、これまで発掘調査が一度も行われてなく、各遺跡の性格や保存状態などは、これからの調査に委ねられている。

第5章 遺跡の概要

さちじゃばる

1. 先謝原遺物散布地

字中川先謝原に所在する。福花橋から西側の海岸沿いに約500m程行った海浜砂丘地に立地している。1982年の調査の際に土器片が数点採取できただけで、遺跡の範囲は判然としない。また、土器も小破片のため、時期は不明である。

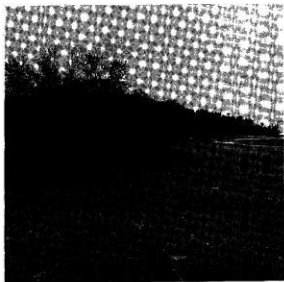


図版6 砂丘の右手

いりさちじゃばる

2. 西先謝原遺物散布地

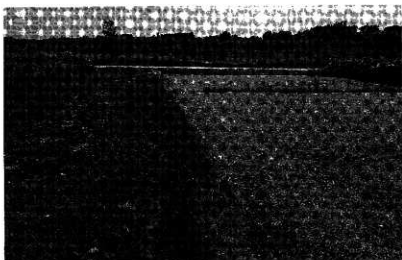
字金武西先謝原に所在する。金武町役場から東方約1.5kmの億首川河口にある福花橋周辺に位置する。砂地に礫が散在する湿地帯で、橋付近のアダンやマングローブ林から無文胴部の小破片が採取できた。1982年の調査では有文口縁部（条痕文土器）が採取され、これらの資料により沖縄貝塚時代早期（縄文前期相当）に位置づけられる。ただ、これらの資料は流れ込みによるもので、周辺を詳しく調査したが、遺跡の本体部を確認することはできなかった。



図版7 福花橋付近

3. 頭呂地原遺物散布地

字金武頭呂地原に所在する。福花橋から北側へ約500m程行った億首川中流の沖積地に立地している。土壌は国頭マーグであるが、土地改良によって客土され、ほとんどが畑地になっている。そこからは沖縄貝塚時代前期の土器と、時期の判然としない土器が採取できるが、前述したように客土のため遺跡の範囲は明らかではない。



図版 8 頭呂地原

4. 飛留喜田原遺跡



図版 9 飛留喜田原

字並里飛留喜田原に所在する。頭呂地原遺物散布地のやや西側に隣接する遺跡で、中川部落の南端に位置する。1982年の調査では農道の壁面に遺物包含層が確認できたが、採石工事によってほとんどが破壊され、少量の遺物が採取できたのみである。その遺物からみると、時期は沖縄貝塚時代後期に属すると思われる。

5. 池原遺物散布地

字中川池原に所在する。飛留喜田原遺跡の東側丘陵に立地する散布地である一帯は土地改良によって地形が若干変化している。土器の小破片や陶磁器が採取でき、時期は沖縄貝塚時代後期とグスク時代及び近世に属すると思われる。



図版10 池原遺物散布地

6. 並里遺物散布地

字並里宮城原に所在する。国道329号線から南へ30m程行った場所で、並里部落の北東端に位置し、標高約50mのゆるやかな丘陵部になっている。現在は、畑地や宅地になっており、一部造成が行われ破壊されているが、重機置き場になっている所からすり石や石皿、グスク系土器が採取できる。1982年の調査では沖縄貝塚時代後期の土器や近世陶磁器も採集されており、後期から近世までの複合遺跡である。



図版11 並里遺物散布地

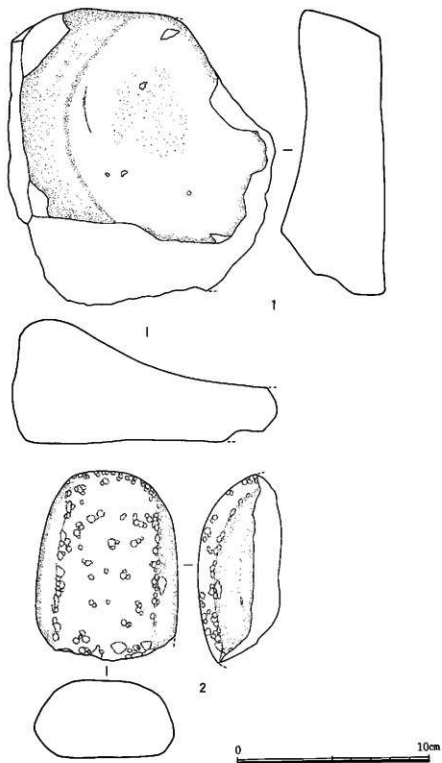
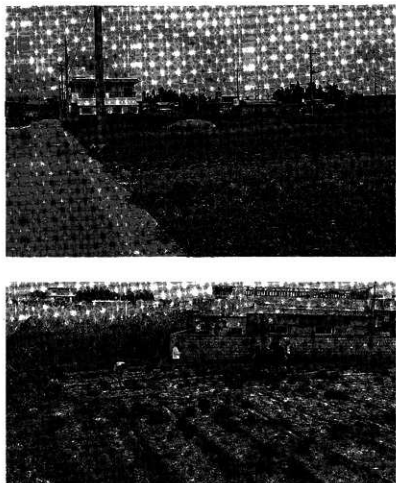


図3 並里遺物散布地採集の石皿(1)、すり石(2)

7. 並里遺跡

字並里美里原に所在する。本遺跡は1955年、多和田真淳氏によって発見された遺跡で、並里部落の西側、標高58mの琉球石灰岩台地縁辺部に立地している。一帯は畑地や宅地になっており、沖縄貝塚時代中期の宇佐浜式土器や13～15世紀の青磁・白磁、南島須恵器などが採取できる。遺物の分布範囲も広く、美里原の黄金森（クガニムイ）まであり、面積にして約8000㎡に達する。沖縄貝塚時代中期の遺跡は概ね広範囲にあり、最近の調査例で多くの竪穴住居址が検出されており本遺跡も発掘調査を実施することによって見つかる可能性がある。

遺跡地一帯で宅地化が進み、早急に確認調査を行う必要がある。



図版12 並里遺跡

8. ^{こやばら}呉屋原遺物散布地

字並里呉屋原に所在する。松岡政保記念像周辺の琉球石灰岩台地上に立地し、標高は約60mである。畑地や道路脇からたたき石や青磁・白磁、染付、土器などが採取できる。遺跡の範囲は住宅が密集して判然としないが、時期はグスク時代から近世に位置づけられる。



図版13 正面の丘陵一帯

9. ^{わかかわぼろふるじま}大川原古島遺跡

字並里大川原に所在する。金武大川の南側に隣接する遺跡で、標高約30mの琉球石灰岩台地上に立地している。そこからは1982年の調査で陶磁器などが採集されているが、現在は宅地化が進み、さらにゲートボール場や公園整備が行われ、遺物を見つけることが困難になっている。そのために遺跡の範囲も判然としない。



図版14 改修された金武大川

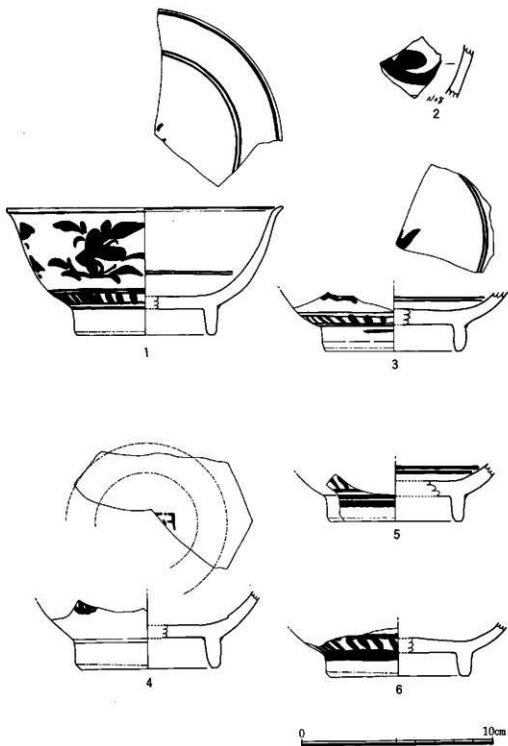


図4 大川原遺物散布地(1~3)、トゥムスズ御嶽遺跡(4~6) 採集の染付

10. 並里部落鍛冶屋跡

字並里大川原に所在する。金武大川の南西側、標高約50mの琉球石灰岩台地上に立地している。大川原古島遺跡に隣接し、その分布範囲に含まれることから、その時期（近世）から営まれていたことが考えられる。現在は住宅が立ち並び、サツマイモ畑になっている僅かな場所から鉄滓を採取することができるが、その他の遺物を確認することはできなかった。話によると、去った大戦前まで鍛冶を営んでいたようである。

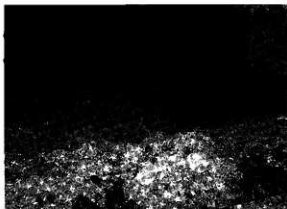


図版15 畑から鉄滓が採取できる

11. 穴川洞窟遺物散布地

字金武後村渠原に所在する。公会堂広場の東側及び郵便局の南側（平良川）に出入口がみられる。琉球石灰岩の鍾乳洞で標高約50mの場所に位置している。洞窟は竪穴になっており、底の部分に流れ込みにより瓦片や土器片が堆積している。

時期は後述する金武鍾乳洞遺跡と同時期である。洞窟の開口部はコンクリート造りの出入口が設けられ、底の部分まで階段が取り付けられている。



図版16 穴川洞窟の底部

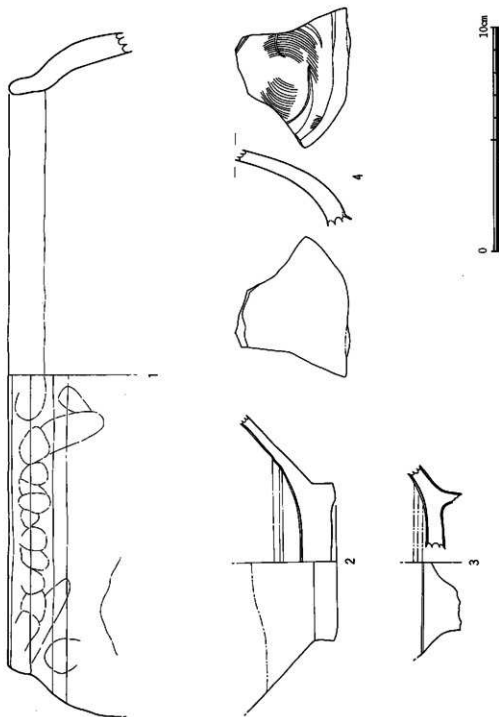
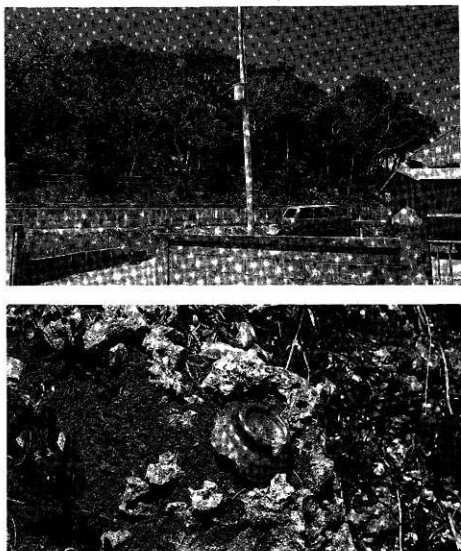


図5 穴川河原遺物散布地発掘の土器(1)・白磁(2~4)

12. トゥムスズ御嶽遺跡

字金武後村渠原に所在する。金武町役場の南南西約150mに位置し、斜め向かいには町立診療所がある。標高約70mの琉球石灰岩丘陵に形成され、そこから青磁や白磁、土器、石器などが比較的多く採取できる。西側の道路沿いには遺物包含層が見られる。14～15世紀頃に位置付けられ、西側丘陵にある金武グスクと何らかの関係があると思われる。

トゥムスズ御嶽は部落全体の「火の神(ヒヌカン)」を祀っている拝所で、現在でも部落の人たちの心の拠り所となっている。また、憩いの場所として公園化されている。



図版17 トゥムスズ自然公園(上)
青磁窯の出土状況(下)

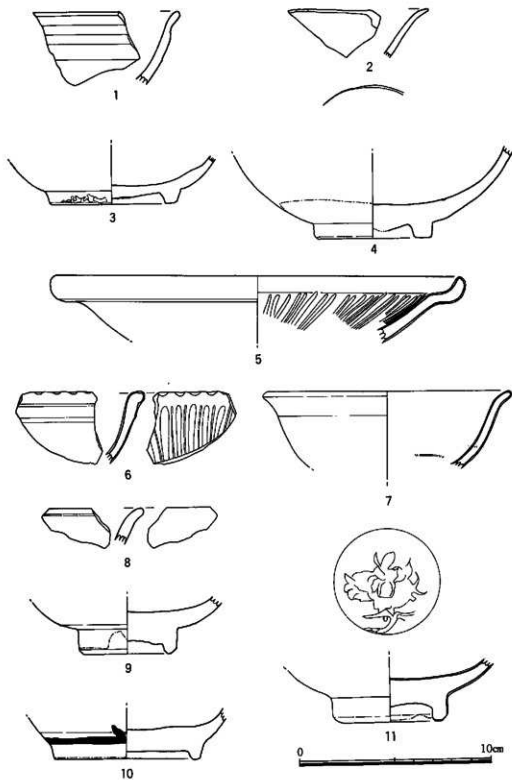


図6 トウムスズ御嶽遺跡採集の白磁(1~4) 青磁(5~9・11)、染付(10)

13. 金武鍾乳洞遺跡^{きんぶしゅうにゅうどう}

字金武後村渠原に所在する。公会堂の裏側に位置し、観音寺の境内にある長さ約170mの金武鍾乳洞の出口となっている。標高約50mの琉球石灰岩洞窟の開口部に形成された遺跡で、1957年に多和田真淳氏によって発見された。土器や南島須恵器(カムイヤキ窯)、白磁、石器などが採取でき、それらの遺物よりグスク時代初期に位置づけることができる。遺跡の保存状態はかなり良好である。

危険防止のために金網が張られ、現在は立入り禁止になっている。



図版18 鍾乳洞の開口部

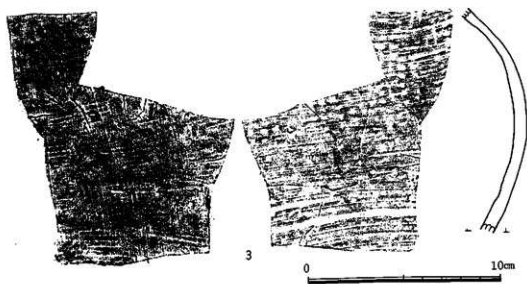
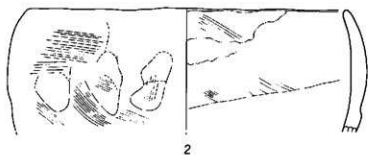
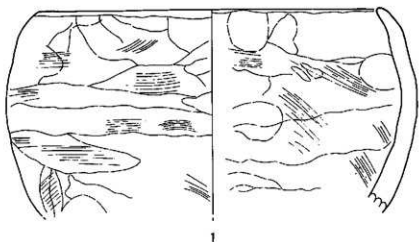


図7 金武鍾乳洞遺跡採集の土器(1・2)、須恵器(3)

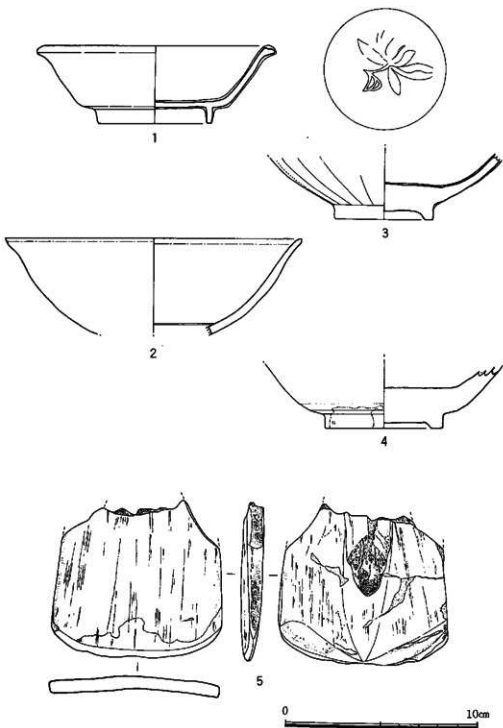
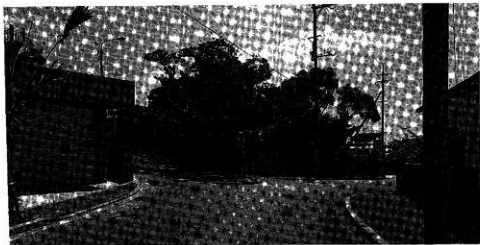


図8 金武鍾乳洞遺跡採集の白磁(1~4)、骨製斧状製品(5)
(アカウミガメの背甲板)

14. 金武グスク

字金武後村渠原に所在する。公会堂の裏手、金武鍾乳洞遺跡の丘陵上(標高約70m)に立地している。資料によると、昭和17年までは大きな石が南北方向に積まれており、公会堂の正面玄関あたりには城門とわかるように、そこだけ丹念に構築されていたという。しかし、現在はその影すらなく、門石1個を保存している状況である。一帯から青磁などが採理でき、それからすると14～15世紀頃に位置づけられるが、詳細は判然としない。



図版19 正面の丘陵

15. 中森御嶽遺物散布地



図版20 丘陵一帯

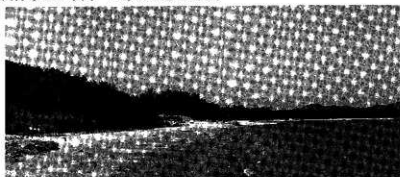
字金武御嶽原に所在する。原名が示すように、中森御嶽は二神祀つてある(タケノコホツカサノ御イベ・ヨンサノツカサノ御イベ)。その中のひとつ、老人福祉センターの東側に位置する中森御嶽第一神から遺物が主に採取できた。標高約55mの国頭マーチからなる台地に立地する。現在でも拝所として利用されているが、周辺に住宅が立ち、御嶽の本来の範囲がかなり狭められている。遺物は古銭や近世陶器がみられ、中森御嶽第二神を祀っている一帯からは古瓦のみが採取された。

16. 金武^{きんぶ}部落^{ぶらく}鍛冶^{かじ}屋^や跡

金武農協の南西方向約120mの場所に所在していると思われるが、現在は宅地、畑地、遊び場などになっており、はっきりした位置は確認できない。1982年の調査では付近から若干の鉄滓が採集されている。

17. 大兼^{おおかね}久原^{くはら}貝塚

字並里大兼久原に所在する。現在のブルービーチ入口付近に位置し、一帯は標高4～7mの海浜砂丘地である。かなりの範囲にわたって採砂が行われ、遺跡の本体部を確認することはできなかった。遺物は若下の上器片が採取され、沖縄貝塚時代後期に属する。1960年に多和田真淳氏によって発見された『金武浜貝塚(前立川貝塚)』と、採取された遺物や遺跡の位置関係などから同一のものと思われる。



図版21 砂丘の左手一帯

18. シッチ^{しち}原^{はら}遺物散布地

字伊芸シッチ原に所在する。沖縄自動車道の金武インターチェンジ入口から伊芸部落に向かって約300m行った国道脇のサトウキビ畑にあり、沖縄貝塚時代後期の土器片が採取できる。一帯は標高約5mの砂丘地になっている。ここは畠窪(ふしくぼ)と呼ばれておりその昔、丘の頂上に隕石が落ちて窪地になったということである。



図版22 シッチ原遺物散布地

19. 親田原遺物散布地



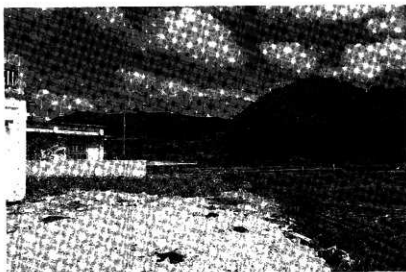
図版23 サトウキビ畑一帯

字伊芸親田原に所在する。伊芸部落の東端、国道329号線沿いの畑地一帯にあり、標高約4mの砂丘地になっている。得られた土器片からすると、沖縄貝塚時代後期に位置付けられると考えられる。また、沖縄製陶器なども採集されることから、近世にも人々が住んでいたことがうかがわれる。

遺物の分布状況からすると、遺跡の本体部は国道下にあると思われる。

20. 伊芸遺跡

字伊芸屋敷原に所在する。伊芸部落東方の平坦地に位置する。標高約3mの海浜丘地で、一帯は宅地や畑地になっており、そこから土器片や貝殻などが採取できる。その土器からすると、沖縄貝塚時代後期に位置付けられる遺跡である。遺跡の脇には小川が流れ、後背地に湿地で、現在では数少ない水田として利用されている。



図版24 手前の畑一帯

21. 伊芸古島遺跡

字伊芸上ノ島に所在する。伊芸部落の北側に位置し、伊芸遺跡に隣接している。標高7～16mの小高い丘に立地し、近世の沖縄製陶器などが採取できる。遺物の分布状況からすると、遺跡の範囲は現集落にも及んでいることがうかがえる。現況はサトウキビ畑や原野になっているが、一帯に近世の集落が形成されていたことが考えられる。



図版25 正面の台地一帯

22. 伊芸部落鍛冶屋跡

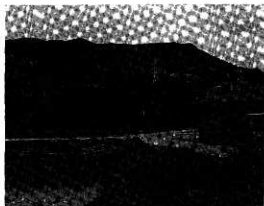
字伊芸屋敷原に所在する。伊芸部落西方山裾にあり、標高約4mの砂丘地に立地している。現在は土地改良や採砂工事などにより、ほとんど壊滅状態にある。一帯の畑地などから鉄滓が若干採取できるだけである。



図版26 伊芸部落鍛冶屋跡

23. 前袋原古島遺跡

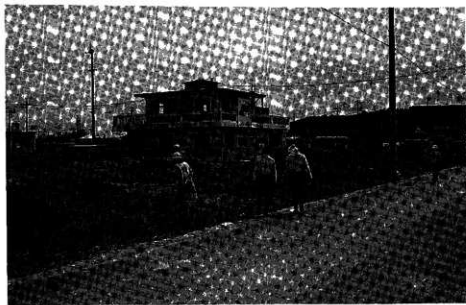
字屋嘉前袋原に所在する。屋嘉部落の北東側にあるヨリブサノ岳の御嶽（アコウツカサノ御イベ）周辺の丘陵上（標高約15m）に立地している。沖縄製陶器などがわずかに採取できるだけで、一帯は土地改良のために地形がかなり変貌し、遺跡の本体部を確認することはできなかった。



図版27 正面の小丘一帯

24. 屋嘉遺跡

字屋嘉村内原に所在する。屋嘉ビーチキャンプ地跡の西方、現集落の北端に位置し、標高約4mの海浜砂丘地に立地する。一帯は戦後間もない頃まで捕虜収容所として使われ、その時の造成工事や近年の区画整理事業で表層部分がだいぶ攪乱を受けている。沖縄貝塚時代後期に属する遺跡で、かなりの範囲に土器片などが散布している。区画整理完了後に住宅建築が進み、遺跡の保存・活用を図る目的で1989年の夏に試掘調査を実施した。その結果については、第6章に述べてある。



図版28 屋嘉遺跡

25. 前田原古島遺跡

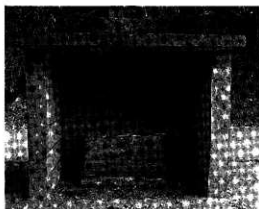
字屋嘉前田原に所在する。屋嘉部落の北側、底森御嶽（コバツカサノ御イベ）周辺に位置し、標高10～15mの微高地になっている。御嶽の傾斜地や後方の畑地などから沖縄製陶壺が採取できる。近世の集落址で、御嶽一帯は整備され、公園となっている。



図版29 右手の丘陵一帯

26. 屋嘉部落鍛冶屋跡

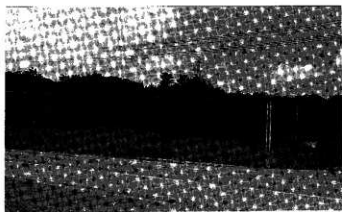
字屋嘉前田原に所在する。前田原古島遺跡に隣接し、底森御嶽（てーむいうたき）の裾部、標高約4mの砂丘地に位置する。周辺の畑地から鉄滓が採取できる。底森御嶽の公園入口付近にコンクリート造りの祠があり、その中に「ふいご」が祀られ、近年まで「ふいご祭り」には奉納していたという。祠の壁に記されている文章から、今から約150年前に現地点に鍛冶屋がつけられたという。



図版30 ふいごを祀った祠

27. 嘉喜又原土器出土地

字屋嘉嘉喜又原に所在する。屋嘉部落の南西端、国道329号線沿いのサトウキビ畑に位置し、標高3～4mの砂丘地になっている。1982年の調査で土器の口縁部や胴部片が若干採集されているが、時期は判然としない。現在は客土が行われ遺物を採取することが困難になっている。



図版31 サトウキビ畑一帯

28. 屋嘉窯跡

字屋嘉塩先原に所在する。屋嘉部落の西方約700mに位置する丘陵上(標高約30m)に形成されている。一帯から窯壁片や陶器片、窯道具などが採取できる。文献や伝承もなく、詳細は判然としないが、今後の調査により沖縄の窯業史の一端を窺い知ることができる窯跡のひとつである。しかし、植林のために丘の半分近くが削り取られてしまい、本格的な調査を実施しないままに破壊されたのは残念である。



図版32 屋嘉窯跡

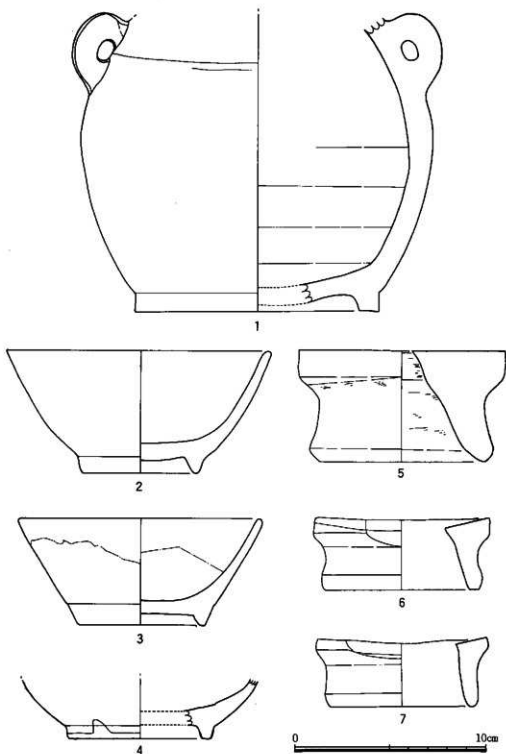
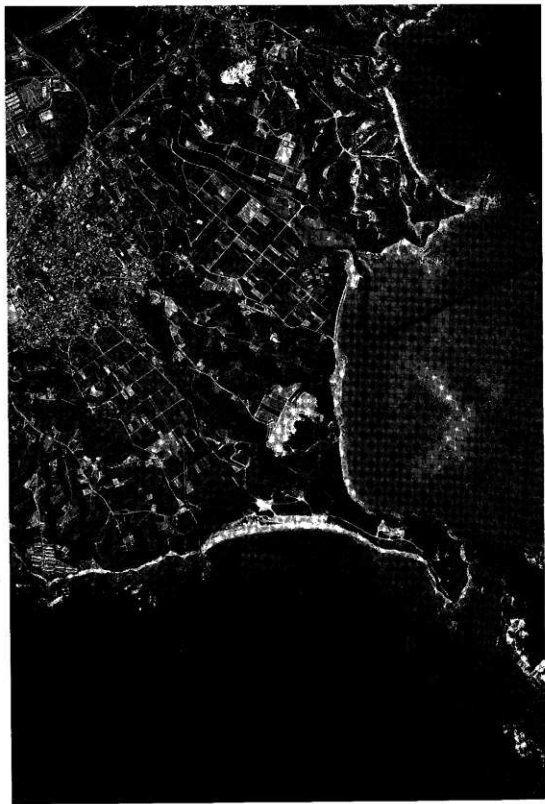


図9 屋敷窯跡採集の陶器(1~4)・窯道具(5~7)

金武町所在の遺跡一覧

	遺 跡 名	所 在 地	主となる遺物内容	編 年	備 考
1	先謝原遺物散布地	金武先謝原			
2	西先謝原遺物散布地	金武西先謝原	条痕文土器	沖縄早期	本体部不明
3	頭呂地原遺物散布地	金武頭呂地原		沖縄前期	壊滅状態
4	飛留喜田原遺跡	並里飛留喜田原		沖縄後期	壊滅状態
5	池原遺物散布地	中川池原		グスク	
6	並里遺物散布地	並里宮城原	石皿・すり石	グスク	一部破壊
7	並里遺跡	並里美里原	宇佐浜式土器	沖縄中期	
8	呉屋原遺物散布地	並里呉屋原	沖縄製陶器	近 世	
9	大川原古島遺跡	並里大川原	沖縄製陶器	近 世	
10	並里部落鍛冶屋跡	並里大川原	鉄 滓	近 世	
11	穴川洞窟遺物散布地	金武後村渠原	グスク土器	グスク	
12	トゥムスズ御嶽遺跡	金武後村渠原	土器・青磁器	グスク	自然公園
13	金武鍾乳洞遺跡	金武後村渠原	土器・須恵器	グスク	保存状態良好
14	金武グスク	金武後村渠原	青磁器	グスク	
15	中森御嶽遺物散布地	金武御嶽原	沖縄製陶器	近 世	
16	金武部落鍛冶屋跡	金武東村渠原	鉄 滓	近 世	
17	大兼久原貝塚	並里大兼久原	砂丘系土器	沖縄後期	
18	シッチ原遺物散布地	伊芸シッチ原	砂丘系土器	沖縄後期	
19	親田原遺物散布地	伊芸親田原	砂丘系土器	沖縄後期	
20	伊芸遺跡	伊芸屋敷原	砂丘系土器	沖縄後期	
21	伊芸古島遺跡	伊芸上ノ島	沖縄製陶器	近 世	
22	伊芸部落鍛冶屋跡	伊芸屋敷原	鉄 滓	近 世	
23	前袋原古島遺跡	屋嘉前袋原	沖縄製陶器	近 世	
24	屋嘉遺跡	屋嘉村内原	砂丘系土器	沖縄後期	試掘調査
25	前田原古島遺跡	屋嘉前田原	沖縄製陶器	近 世	
26	屋嘉部落鍛冶屋跡	屋嘉前田原	鉄 滓	近 世	
27	嘉喜又原土器出土地	屋嘉嘉喜又原	土 器	不 明	
28	屋嘉窯跡	屋嘉塩先原	陶器・窯道具	近 世	一部破壊



図版33 中川・並里区

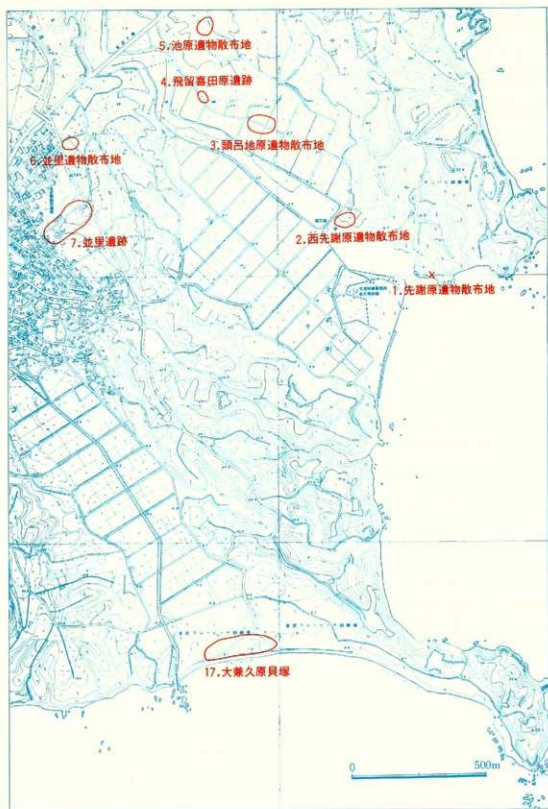


図10 中川・並里区



图版34 並壁・金武区

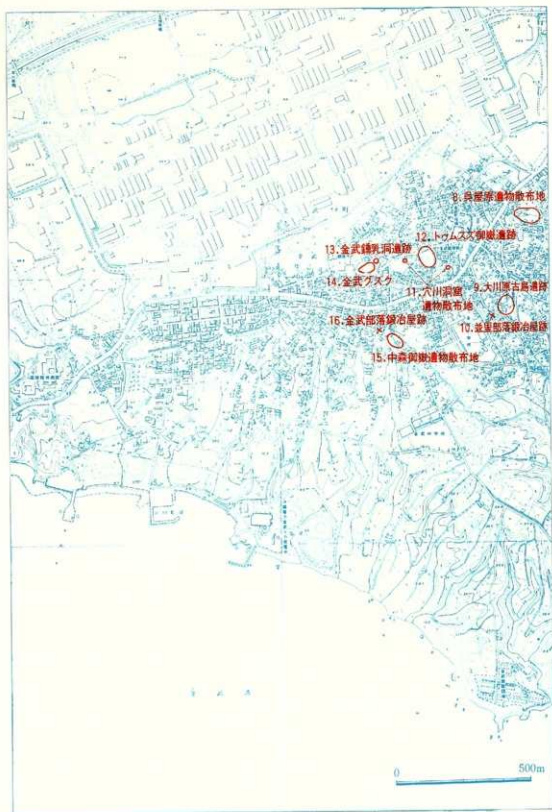
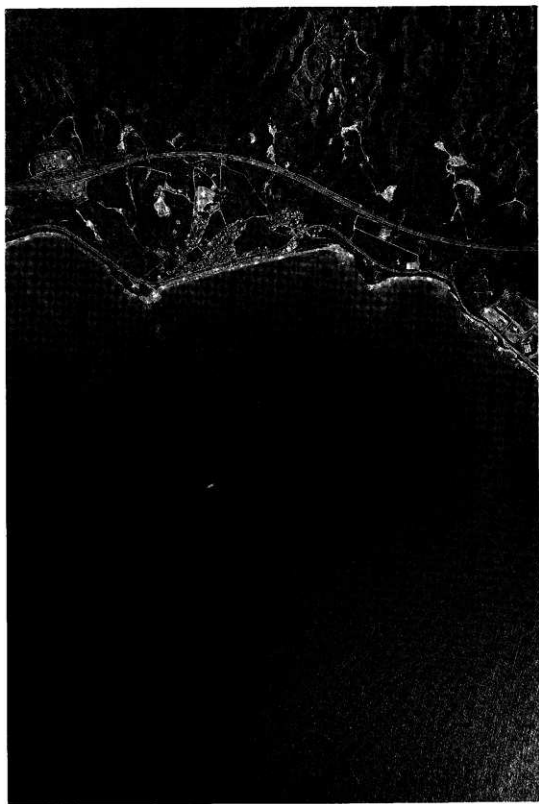


図11 並里・金武区



图版35 伊 莪 区

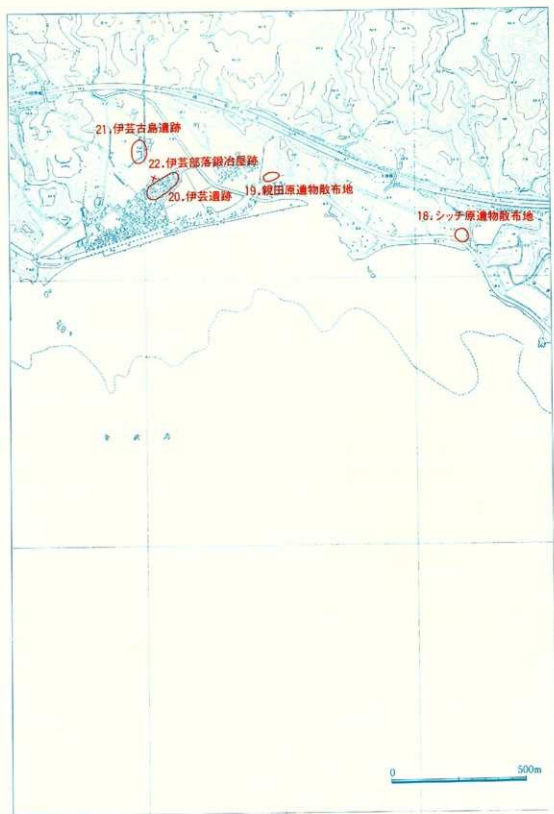


図12 伊芸区



图版36 屋基区

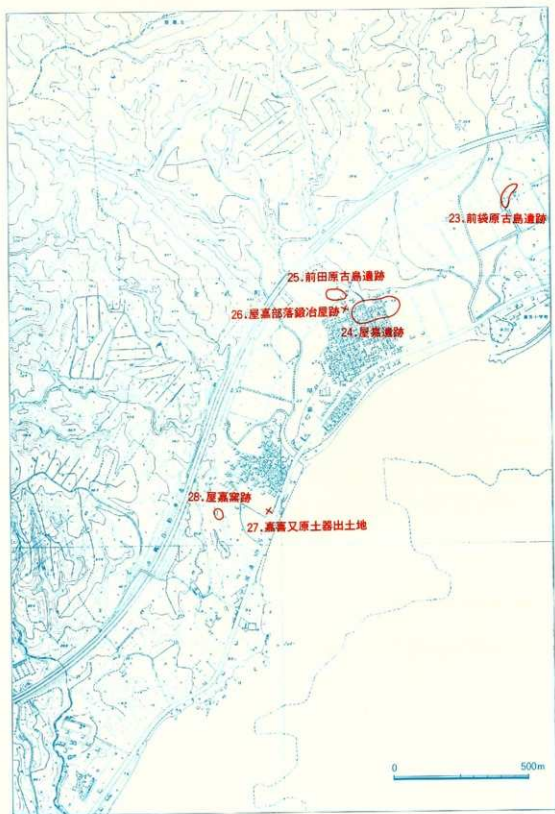


图13 屋山区

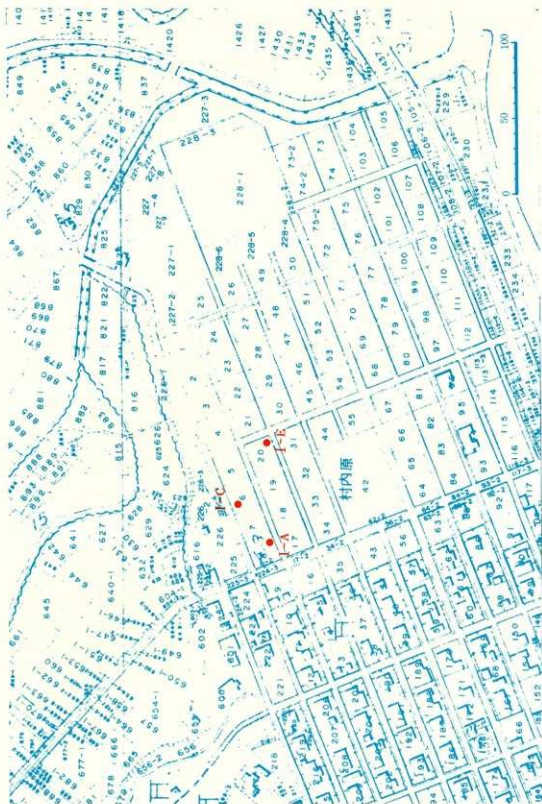


図14 農業遺跡の発掘調査区

第6章 屋嘉遺跡の発掘調査

1. 調査の目的と方法

屋嘉遺跡の所在する一帯は、戦後間もない頃まで米軍の捕虜収容所として利用されていた。その時の造成工事により遺跡の一部が破壊されたと考えられる。また、返還後は畑地として使われ、耕作などにより表層部が攪乱を受けてきた。

さらに、近年になって区画整理事業が実施され、すでに一部では住宅の建築が行われている。それで、遺跡の範囲と性格を明らかにして保護措置を講ずるために確認調査を実施することにした。

調査は、区画整理された区域に2m四方を単位としたメッシュをかぶせ、遺物の分布状況を勘案して数カ所の発掘調査地区を設定した(図14)。各グリッドを南側からそれぞれI-A、I-B、I-C、I-D、I-Eと番号を付し、そのうちI-A・C・Eの3カ所から着手した。

2. 遺跡の環境

第5章でも記したように、本遺跡は比較的長大な海浜砂丘地の一角に形成されている。砂丘はほぼ東西方向に延び、長さ約800m、幅約200mの規模をなす。現屋嘉集落もそこに形成され、遺跡は砂丘の東端部に位置している。前面(南側)の海にはリーフが発達し、恰好の漁場となっている。平安座・宮城・伊計の各島が指呼の間に望め、それらの島と文化・経済的交流を行っていたことがうかがえる。

後方(北側)には山が迫り、樹部に湿地帯を控えている。このような遺跡の在り方は沖縄貝塚時代後期の砂丘遺跡の一般的な特徴である。

3. 調査の経過

発掘調査は1989年8月21日から同月26日までの6日間の日程で実施した。

区画整理の行われている地域は、すでに住宅が建っている箇所があり、さらに畑地として利用されている所も多く、空き地になっている場所は少ない。それで、遺物の分布状況を勘案して、字屋嘉3・6・8・20番地(図14)の4カ所を対象とした。

初日は屋嘉区事務所に赴き、区長(仲間清氏)にあいさつするとともに発掘調査の主旨を説明し、協力をお願いした。その後現場に行き、発掘調査予定地の除草とグリッド設定を行った。終日雨模様で、午後からは教育委員会で遺跡の標柱を作った。

2日目は、前日設定したグリッドのうち、I-A・C・Eの3カ所の発掘を開始した。表土からも土器が採取できることから、除草後はハンド・スコップで掘り下げた。表土層は30～40cmの厚さをなすが、耕作による攪乱が著しく、若干の土器片と共に後世のガラス片や鉄釘なども出土した。

3日目は前日に引き続き3カ所の発掘調査を行った。いずれも表土層からいきなり白砂層に変わり、プライマリーな遺物包含層は確認できなかった。また、各グリッドとも白砂層を2mほど掘り下げたが変化は見られなかった。さらに、I-AとI-Eは白砂層に赤土が混在し、以前に攪乱を受けていたことが判明した。

4日・5日目は、他の場所の試掘調査を実施する予定であったが、前日までの状況から、区画整理の行われた地区は同様な状態になっていると考えられ、試掘調査を断念し、3グリッドの壁面の写真撮影と実測を行い、その後埋め戻して発掘調査を終了した。

4. 層序と出土遺物

(1) 層序

層序は図15に示したように、いたって単純で、今回の発掘調査グリッドにおいてプライマリーな遺物包含層は確認できなかった。

I層は黒褐色を呈する表土砂層で、耕作等により攪乱を受け、土器片とともに後代のガラス片や鉄釘なども出土する。層厚は30～40cmを測り、本来は下部に遺物包含層があったと思われる。

II層は海浜の白砂層で、一部に赤土のブロックを含むが基本的には地山である。各グリッドとも地表下2m余の深さまで掘り下げたが、特に変わった状況はなかった。

(2) 出土遺物

遺物はすべて表土層から得られた。後代遺物とともに出土した明確な先史遺物は土器のみで、他に先史時代の所産と考えられる貝殻・獣骨がある。

土器はすべて細片で、器形はもとより他の特徴もほとんど判らない状況である。そのような状態でうかがい得たことは、沖縄貝塚時代後期に属するいわゆる砂丘系土器で、文様等の特徴から平底を呈する変形をなすのがほとんどである。

貝類遺存体はマガキガイが圧倒的に多く、その他にイソハマグリ・アラスジケマガイなどが主体をなしているが、シャコガイやサラサバティ・ヤコウガイなどの大型貝はほとんど出土していない。そのことは、遺跡の前面にある海（生業の場）の状況に依拠していると思われる。すなわち、金武湾の奥まった所に位置し、リーフもそれほど発達してなく、砂泥性の海になっていることがうかがえる。

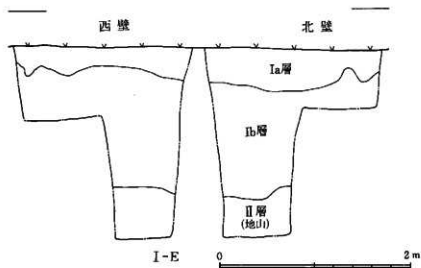
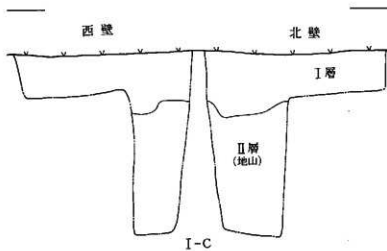
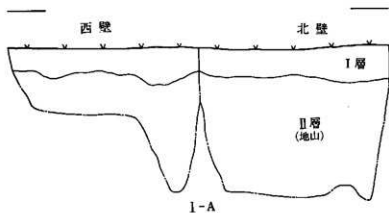


図15 屋敷遺跡の層序

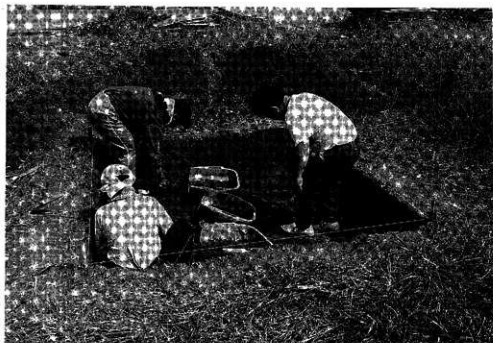
獣骨も若干出土しているが、攪乱層ということで同定していない。

5. まとめ

以上、発掘調査の結果について簡単に述べてきた。ここでは若干の考案と今後の課題について触れ、まとめとしたい。

本遺跡は沖縄貝塚時代後期に位置づけられる典型的な砂丘遺跡である。遺物の分布状況から見て、かなり広い範囲に形成されていることがわかる。ただ、今回発掘調査の対象とした区画整理された地域は、予想に反して遺跡の攪乱が著しく、保存状態がきわめて悪い。その他の地域も住宅が立ち並び、プライマリーな文化層が残っている箇所はかなり限定されている（住宅の庭や道路敷など）と思われる。

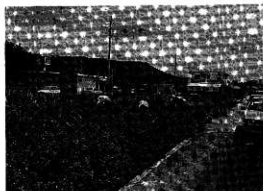
層序は単純で、攪乱を受けた表土層（厚さ30～40cm）と白砂層の地山からなる。遺物はすべて表土層から得られ、先史遺物は土器片と貝類遺存体だけである。土器はすべて細片で、器形のうかがえるのはないが、僅かな文様や口縁部の特徴から平底を呈する変形土器がほとんどである。石器の類は地表踏査でも得ることができなかった。



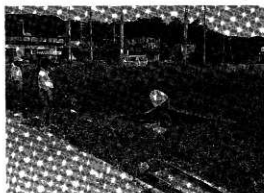
図版37 調査状況



区画整理された遺跡地



I-A



I-A



I-C

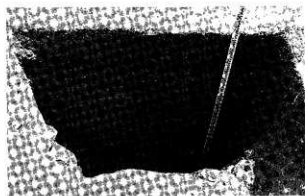


I-E



I-E

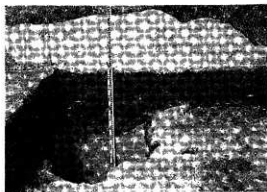
図版38 屋敷遺跡の発掘調査状況



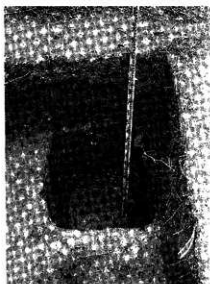
I-A 北壁



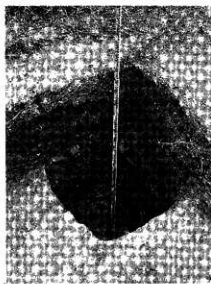
I-C 西壁



I-C 北壁



I-E 西壁



I-E 北壁

図版39 屋敷遺跡の層序

第7章 収 束

以上、2ヵ年にわたって実施した遺跡分布調査の成果について述べてきた。最後に金武町における遺跡の在り方を考え、埋蔵文化財としての今後の保護策について触れ、収束としたい。

今回の調査では28ヵ所の埋蔵文化財包蔵地を確認したが、保存状態は必ずしも良好ではない。特に、現集落地に形成されている遺跡は、住宅建築などによりかなり破壊されている。後は個人住宅の建築の際は事前にチェックして保護策を講ずる必要がある。

遺跡の立地についてみると、地形的な要因がかなり左右している。金武町の地形は大きく3つに分けられる。すなわち、中世代の地層からなる山地と琉球石灰岩からなる台地、海浜砂丘を含む沖積地からなっている。ほとんどの遺跡は琉球石灰岩台地と海浜砂丘地に立地し、近世の古島遺跡が一部中世代の丘陵地に形成されている。このような遺跡の在り方は、本島南部を主とした低島と本島北部の高島地域の様相を兼ね備えている。

時期的には、金武町で最も古い遺跡は「億首川」流域の低地に形成され、沖縄貝塚時代中期に属する遺跡は琉球石灰岩台地、同後期の遺跡は海浜砂丘地に存在する。グスク時代の遺跡は琉球石灰岩台地および鍾乳洞の開口部に形成されている。金武町では沖縄貝塚時代前期に位置づけられる遺跡は未発見であるが、本島北部の東海岸沿い（国頭村・東村・名護市の久志・宜野座村）でも東村を除いては分布調査を実施したにもかかわらず、発見されていない。金武町の西隣りの石川市では「伊波貝塚」や「石川古我地原貝塚」など、沖縄貝塚時代前期を代表する遺跡が確認されている。

金武町最古の遺跡は沖縄貝塚時代早期（縄文前期相当）の「条痕文土器」が採取された「西先謝原遺物散布地」であるが、遺跡本体は確認することはできなかった。この時期の遺跡も本島北部の東海岸沿いでは未発見である。

沖縄貝塚時代中期に属する遺跡は「並里遺跡」に代表されるように、琉球石灰岩台地の比較的広い範囲に形成されている。この時期の遺跡は近年調査例が増え、竪穴住居址が各遺跡で検出され、当時の住居形態がわかりかけてきた。「並里遺跡」も遺物の分布状況などから地下に遺構が埋もれていると考えられる。

沖縄貝塚時代後期の遺跡は、確認調査を実施した「屋嘉遺跡」や「伊芸遺跡」にみられるように、海浜砂丘地に形成されている。而遺跡は集落地になっており、住宅建築などによりかなり破壊されている。現在では庭や畑地、道路敷きなどの部分に残っているだけである。

グスク時代の遺跡は、「金武グスク」や「トゥムスズ御嶽遺跡」などのように、琉球石灰岩の丘陵や台地上に形成され、また、「金武鍾乳洞遺跡」などのように、洞穴の開口部に在るのが一般的である。

近世の古島遺跡は現集落の前身と考えられており、集落内もしくは隣接地に形成され、

そのほとんどが台地上に位置する。

次に、金武町の地理的な位置関係についてみると、沖縄本島のほぼ中央部の東海岸に位置し、東西に連なる山地を背にして、前面には比較的穏やかな金武湾がある。金武湾の沖合いには西側から勝連半島・浜比嘉島・平安座島・宮城島・伊計島が指呼の間に望める。これらの島々は金武町と深い関係にあり、最近まで経済的交流や人的交流（嫁入りなど）が行われていたとのことである。それは、先史時代の頃から文化的・経済的交流が頻繁に行われていたことがうかがえる。特に、発掘調査が行われた宮城島の「シヌグ堂遺跡」や伊計島の「仲原遺跡」からは、今からおよそ2500年前の「竪穴住居址」が多く検出された。それと同時期の遺跡が「並里遺跡」で、位置的に前者と金武湾を挟んで対峙しており何らかの関係があったと思われる。

近年、沖縄において開発事業が激増している。なかでもリゾート関連（海洋レジャー・リゾートホテル・ゴルフ場など）の開発には目をみはるものがある。そのことは金武町でも例外ではなく、数多くの開発事業が計画されている。また、土地改良や区画整理などの開発、個人の住宅建築や造成工事なども、今後増加することが予想される。

このような諸開発に相俟って、土地に根ざした埋蔵文化財が破壊の憂き目にあっている今回の分布調査の第一義的な目的も、埋蔵文化財の所在を明らかにし、開発との協議・調整の為に資料を整えるということである。今後は、その資料をもとに開発部局との横の連携を強め、埋蔵文化財の保存策を講じていく。また、保存した埋蔵文化財をどのように活用していくのかを考える必要がある。金武町では史跡指定をした遺跡は国・県・町指定を含めて一件もない。ただ、「トゥムスズ御嶽遺跡」は公園整備が行われ、御嶽としても町民の心の拠り所さらには憩いの場として利用されている。これらは史跡指定を促進すると同時に、歴史公園等として整備を実施し、活用を図っていかねばならない。

さらに、埋蔵文化財のみに留まらず、他の文化財（民俗文化財、有形・無形文化財・天然記念物など）も年次計画で実態調査を実施し、金武町の貴重な文化遺産を子々孫々に伝えていく必要がある。そのためにも行政だけの問題としてではなく、町民ひとりびとりが自分たちの文化財であることの認識を高め、守り育てていかねば真の意味での文化財保護にはならない。また、金武町では「歴史民俗資料館」の建設が計画されており、これまでの調査で得られた資料や町内に残っている民具などを展示するとともに、移住関係、基地関係の資料も併せて展示し、町民のみならず広く人々に活用して頂く予定である。

〔参考文献〕

金武町誌編纂委員会編『金武町誌』金武町役場 1983年3月

多和田真淳 「琉球列島の貝塚分布と編年の概念」 『文化財要覧』

琉球政府文化財保護委員会 1956年

多和田真淳 「琉球列島の貝塚分布と編年の概念補遺」 『文化財要覧』

琉球政府文化財保護委員会 1960年

沖縄県教育庁文化課編 『沖縄の遺跡分布』 沖縄県教育委員会 1977年3月

沖縄県教育庁文化課 『沖縄の文化財』 沖縄県教育委員会 1984年

文化庁文化財保護部編 『全国遺跡地図 — 沖縄県 —』 文化庁 1979年

沖縄国際大学考古学研究会編 『金武町遺跡概要書』 金武町教育委員会 1983年

表1 主要遺跡の編年

時 期 遺 跡	旧石器	沖 縄 貝 塚 時 代				グスク	近 世	備 考
		早 期	前 期	中 期	後 期			
西先謝原遺物散布地		■■■■						
頭呂地原遺物散布地			■■					
並 里 遺 跡			■■■■					
屋 嘉 遺 跡					■■■■			
伊 芸 遺 跡					■■			
金武鍾乳洞遺跡					■■			
トゥムスズ御嶽遺跡						■■■■		
前袋原古島遺跡							■■■■	
金武部落鍛冶屋跡							■■■■	
屋 嘉 窯 跡							■■■■	

*旧石器時代の遺跡は未発見である。

表2 沖縄諸島の暫定編年 (高宮作成, 1983.3)

九州	暫定年	土器型式	沖縄諸島発見の九州系土器	その他の年代資料	現行編年
縄文時代	草創期	↑ ヤブチ式土器 東原式土器	爪形文土器	ヤブチ式 6670±140Y.B.P. 東原式 6450±140Y.B.P.	早期
	早期				
	前期	曾畑式土器 条痕文土器 室川下層式土器	曾畑式土器 条痕文土器	曾畑式(渡具知東原) 4880±130Y.B.P.	中期
	中期	?			
	後期	伊波式土器 荻堂式土器 大山式土器 室川式土器	出水系土器 市来式土器	伊波式(熱田原) 3370±130Y.B.P. 伊波式(室川) 3600±90Y.B.P.	前期
	晩期	V 室川上層式土器 宇佐浜式土器		宇佐浜式は黒川式 並行とみられる	中期
弥生時代	前期	後期 I 真栄里式土器	板付Ⅱ式 亀ノ甲類(似土器)		後期
	中期	Ⅱ 具志原式土器	山ノ口式土器		
	後期	Ⅲ アカジャンガー式土器	免田式土器	アカジャンガー式は 中津野式並行か	
古墳時代 ↓ 平安時代	IV	フェンサド層式土器		類須恵器	

※「フェンサ下層式は城時代初期」とする見解もある。

附

埋蔵文化財の保護に関する手びき
金武町文化財保護条例

埋蔵文化財の保護

埋蔵文化財の発掘、発見および出土品に関する手続きは、文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）および遺失物法（明治32年3月24日法律第87号）にもとづき処置される。

(1) 発掘調査について

学術研究の目的で史跡に指定された土地以外の土地に埋蔵された埋蔵文化財を発掘調査する場合は、調査に着手しようとする30日前までに埋蔵文化財発掘届（第1号様式）を、県教育委員会を経由して文化庁へ提出しなければならない。（文化財保護法第57条第1項）



※発掘者……原則として届出人は発掘調査の主体となるものと同一人（機関であればその代表者）であるべきである。

- 発掘届は1遺跡ごとに提出すること。
- 特別の事由により緊急に発掘する必要がある場合には、あらかじめ文化庁の承認をうけなければならない。（文化財保護法第57条、埋蔵文化財発掘調査等の届出に関する規則）

この場合では電話でもよいが、あらか

じめ県教育委員と協議すること。

(2) 土木工事等の発掘について

土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚・遺跡その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地を発掘する場合は、発掘に着手しようとする60日前までに、埋蔵文化財発掘届（第2号様式）を県教育委員会を経由して文化庁へ提出しなければならない。（文化財保護法第57条の2）

さらに、文化庁からその発掘者に対して通知があるのでその指示にもとづき発掘調査を実施する時は文化財保護法第57条第1項にかかる届出をしなければならない。



※発掘者……事業主体者である。

(3) 国の機関等が行う発掘について（特例）

国の機関、地方公共団体又は国もしくは地方公共団体の設立に係る法人で政令に定めるものが、土木工事等で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合は、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の

策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。(文化財保護法第57条の3)

手続きは、前項を準用する。

(4) 新たに遺跡を発見した場合について

発掘に関係なく土地の所有者または占有者が貝塚、古墓その他遺跡と認められるものを発見したときは、その現状を変更することなく、遅滞なく文部省令の定める事項を記載した書面(第3号様式)を以て、県教育委員会を経由して文化庁へ提出しなければならない。

ただし、文化財保護法第57条第1項の規定による調査にあたって発見した場合はこの限りではない。(文化財保護法第57条の5)



※発見者……土地所有者または占有者である。

(5) 国の機関等の遺跡の発見について (特例)

国の機関等が遺跡を発見したときはその現状を変更することなく、遅滞なくその旨を文化庁長官に通知しなければならない。

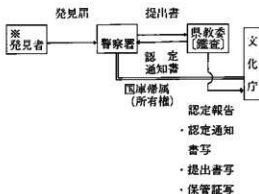
手続は、前項を準用する。

(6) 出土品の処置について

① 埋蔵文化財発見届

- ア. 発掘調査または偶然に埋蔵物を発見したときは、発掘終了後または発見の日から7日以内に現物を添えて警察官署に埋蔵文化財発見届(第4号様式)を提出しなければならない。(文化財保護法第65条、遺失物法第1条第1項)
- イ. 発見の届出にあたり埋蔵物を次の事由により警察官署に差し出すことが困難である場合は、「埋蔵文化財発見届」をもって警察官署への差し出しとしての便宜の取り扱いをうけることができるので事前に所轄の警察官署または県教育委員会と連絡しておくこと。

- (ア) 埋蔵文化財がきわめて多量もしくは重いものである場合。
- (イ) 埋蔵文化財がき損もしくは混こうするおそれが多い場合。
- (ウ) 埋蔵文化財が学術的な整理研究上必要である場合。
- (エ) 埋蔵文化財が保存上はなほ大きく支障がある場合。



※発見者……発見者に記載する発見者は、

発掘調査の主体者であり、調査担当者ではない。

- なお、埋蔵文化財の鑑査等の事務は昭和46.9.1日付で各都道府県教育委員会に委任されている。

② 埋蔵文化財保管証

提出された物件は、一応県教育委員会で保管するが、学術研究上発掘者（発見者）に一時保管させるのが適当と判断した場合には、その関係する官公署・学校・博物館・図書館・研究所等または発掘地の適切な場所において県教委に代って保管させることができる。

このような取扱いは、学術研究上特に便宜の措置をとったもので、この場合は保管責任者を定め別紙の様式による埋蔵文化財保管証（第5号様式）を県教委に提出する必要がある。

（「埋蔵文化財の取扱いについて」昭和26年9月5日文委保第71号文化財保護委員会事務局長通達）



※保管者……施設の長が保管責任者となるべきである。

③ 調査報告書

発掘調査が終了したら6ヶ月内に調査報告書を県教育委員会を経由して文化庁に提出しなければならない。



※調査報告書には調査の概略をしるし、次のものを添付する。

- ア. 遺跡全体の略図
- イ. 発掘地区の概略図
- ウ. 遺構図や写真
- エ. 遺物の写真や実測図・拓本等

④ 遺物の譲与

警察署において公告後、6ヶ月以内に所有者が判明しない時は、その物件の所有権は国庫に帰属し、次のように処理される。

ア. 国が保有する必要があると認めた場合、文化庁長官から当該文化財の発見者および発見された土地の所有者にその旨が通知され、かつこれらの者に折半して報償金が支給される。（文化財保護法第63条、民法第241条）

イ. 物件の保存のため、また効用から見て国が保有する必要のないものは報償金にかえ、これを現物で発見者ならびに発見された土地の所有者に譲与することができ、または申請にもとづき、発見された土地を管轄する地方公共団体に譲与または譲渡することができる。（文化財保護法第64条）

ウ. 国が所有するほか、譲与するかは文化庁が決定のうえ県教育委員会に連絡して措置される。

エ. 発見された物件を、発見の日から7日以内に警察官署に届出をしない者は、報償金の支給または当該物件の譲与をうける権利を失う。

（文化財保護法第65条、遺失物法第9条）

オ. 文化庁から譲与される物件について
現物譲与の予定の通知があった時は、
「埋蔵文化財譲与願」(第6号様式)と
「埋蔵文化財の一括保存についての了解」(第7号様式)(現物譲与すべき埋蔵文化財の取扱要領昭和28年6月27日文化財保護委員会決定)を添付し県教育委員会を経由して文化庁へ提出する。



※発見者……発掘調査主体者(法57条の届出)、あるいは偶然に埋蔵物を発見した者である。

カ. 国の譲与した埋蔵文化財を処分し、または滅失し、もしくは破損した場合、または保存場所・保存責任者に変更があった場合には、当該埋蔵文化財の所有者からその旨を書面にして、県教育委員会を経由して文化庁へ提出しなければならない。

金武町文化財保護条例

(昭和57年12月24日)
条例第23号)

(目 的)

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）及び沖縄県文化財保護条例（昭和47年沖縄県条例第25号。以下「県条例」という。）によって指定されたものを除き、金武町の地域内に所在する文化財を保存及び活用のために必要な処置を講じ、もって金武町民の郷土に対する認識を高め、文化の向上に資することを目的とする。

(文化財の定義)

第2条 この条例で文化財とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 有形文化財とは、建造物、絵画、彫刻、書籍、工芸品、典籍、古文書、その他の有形の文化財所産で金武町にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの及び考古資料をいう。
- (2) 無形文化財とは、演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で金武町にとって歴史上又は芸術上価値の高いものをいう。
- (3) 民俗文化財とは、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれに用いられる衣服、器具、家屋、その他の物件で金武町民の生活の推移の理解のため欠くことのできないものをいう。
- (4) 記念物とは、貝塚、墳墓、グシク、旧宅、その他の遺跡で金武町にとって歴史上又は芸術上、価値の高いもの、庭園、橋梁、海浜、山岳、その他の名勝地で金武町にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの、並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で金武町にとって学術上価値の高いものをいう。

(財産権利等の尊重及び他の公益との調整)

第3条 金武教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、この条例の施行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに文化財の保護と他の公益との調整に

留意しなければならない。

2. 文化財の所有者、その他の関係者は、文化財が貴重な町民的な財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともにできるだけこれを公開する等、その文化的活用努めなければならない。
3. 金武町民は、この条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

(指定)

第4条 教育委員会は、町内に存在する文化財のうち重要なものを金武町指定文化財（以下「町指定文化財」という。）に指定することができる。

2. 教育委員会は、前項の規定による指定をするには、あらかじめ指定しようとする文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。
3. 教育委員会は、第1項の規定による指定をするには、あらかじめ文化財保護審議会の意見を聞かなければならない。
4. 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該町指定文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知し指定する。
5. 第1項の規定による指定は、前項の告示のあった日からその効力を生じる。
6. 教育委員会は、第1項の規定による指定をしたときは、当該町指定文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第5条 教育委員会は、町指定文化財が次の各号の一に該当するときは、その指定を解除することができる。

- (1) 町指定文化財が滅失若しくは亡失又は価値を失ったとき。
 - (2) 町指定文化財が、法並びに県条例による指定をうけたとき。
 - (3) その他の特殊の事由があるとき。
2. 上記の各号の規定による指定の解除については、前条第3項から第5項までの規定を準用する。
 3. 第2項の規定による解除の通知をうけたとき、所有者はすみやかに町指定文化財の指定書を教育委員会に返還しなければならない。

(管 理)

第6条 教育委員会は、町指定文化財の所有者等に対し、その管理及び保存のことに關し必要な指示をすることができる。

2. 町指定文化財の所有者等は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い町指定文化財を管理しなければならない。
3. 町指定文化財の所有者等は、氏名若しくは名称又は住所を変更したときはすみやかにその旨を教育委員会に届けなければならない。

(指定文化財の買い上げ)

第7条 教育委員会は、町指定文化財を必要があれば買い上げることができる。

(補助金の交付)

第8条 町指定文化財の維持、管理及び修理等に必要がある場合には、当該指定文化財の所有者等に対して予算の範囲内において補助金を交付することができる。

2. 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、当該町指定文化財の維持、管理及び修理に關し必要な事項を指示することができる。

(補助金の返還)

第9条 前条第1項の規定による補助金の交付をうける所有者が次の各号の一に該当するに至つたときは、町は当該補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 管理又は修理に關して条例又は教育委員会規則に違反したとき。
- (2) 補助金の交付をうけた目的以外のことに補助金を使用したとき。
- (3) 前条第2項の規定による指示に従わなかつたとき。

(許可事項)

第10条 町指定文化財の所有者等が次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可をうけなければならない。

- (1) 現状を変更しようとするとき又はその保存に影響をおよぼす行為をしようとするとき。
- (2) 町指定文化財を金武町外に移そうとするとき。

(報告の義務及び実地調査)

第11条 教育委員会は、必要があるときは、町指定文化財の所有者等に対し町指定文化財の維持管理及び環境保全の状況につき報告を求め、又は実地調査をすることができる。

(罰 則)

第12条 町指定文化財を損壊し、き損し、又は隠匿した者は5万円以下の罰金又は料料に処する。

(規則への委任)

第13条 この条例の施行に関し、必要な事項は教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金武町文化財調査報告第1集

金武町の遺跡

— 遺跡詳細分布調査報告 —

印刷 1990年3月20日

発行 1990年3月30日

発行 **金武町教育委員会**

〒904-12 金武町字金武7758

TEL 098968-2991

印刷 サキハマ印刷

〒905 名護市字名護437

TEL 0980-52-2740

